

可児市建築物等における県産材利用推進方針

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、建築物等において県産材を利用した木造化・木質化を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供し、併せて循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、法第2条第2項各号に掲げる建築物のうち、市が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設、庁舎等の建築物及び工作物をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川及び下水道等に係る公共土木工事をいう。
- (4) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう（大規模改修を含む）。
- (5) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など構造耐力上主要な部分以外に木材を使用することをいう。

(基本方針)

第3 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、市が行う公共建築物の整備及び市施工土木工事等の実施にあたり、県産材の利用に努める。

また、市内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

(公共建築物の整備等における木材利用の目標)

第4 公共建築物の整備等における木材利用の目標は、次のとおりとする。

(1) 公共建築物の建築工事

公共建築物の建築工事にあたっては、次に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付随する工作物は、原則として木造化に努めることし、木造化が困難な施設や改修を行う施設においては、内装の木質化に努める。

なお、木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用する。

- ① 建築基準法等の法令や施設の設置基準などの制限により、木造化・木質化することが困難な施設。
- ② 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化・木質化することが困難な施設。
- ③ その他、木造化・木質化することに困難な理由があるもの。

(2) 公共建築物の備品及び消耗品

公共建築物において、机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品には県産材を用いた製品の使用に努める

(3) 公共建築物の暖房器具等

公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市施工土木工事等の整備における木材利用の推進)

第5 市施工土木工事及び公共建築物の外構工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、県産材を用いた製品の使用に努める。

(PR及び普及)

第6 公共建築物等の管理者は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。

(コスト縮減への留意)

第7 この方針の運用にあたっては、公共建築物整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

附 則

この方針は、平成25年2月25日から適用する。

この方針は、令和5年12月12日から適用する。